

中小企業人材養成事業

中小企業の経営者や従業員が受講する研修の費用を一部助成します。

対象研修は認定研修機関が実施する研修（講師派遣型含む）や通信教育（パソコン研修を除く）※研修期間が今年度中に終了するもの。

助成額は受講料又は講師謝礼（消費税を除く）の50パーセントで、1事業所につき年間

5万円まで。

申し込みは事前に産業政策課へ連絡の上、申請用紙に必要事項を記入し研修開始の10日前までに、直接市役所3階の産業政策課へ。申請用紙は産業政策課及び市ホームページに有ります。

問い合わせは、産業政策課 工業労政係（☎内線564）へ。

グループホーム設置希望者を募集します

平成28年度中に、認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）を市内に設置する法人を募集します。

設置数は1か所（1ユニット定員9人）です。設置対象地域は介護保険日常生活圏域のうち、第2圏域（3、4、5、8区）又は第7圏域（15区）です。

応募資格は、法人であることとです。

申し込みは、4月18日（月）から28日（木）まで（土・日曜日を除く）の間に、申込用紙に必要事項を記入し、事前に

電話で連絡の上、直接市役所1階の長寿支援課へ提出してください。

申し込みは長寿支援課及び市ホームページに有ります。

問い合わせは、長寿支援課介護管理給付係（☎内線391）へ。



狂犬病予防注射（集合注射）を実施します

狂犬病予防注射を右表の日程で実施します。

犬の登録と年に1回の狂犬病予防注射を必ず行ってください。

対象は生後91日以上で、料金は3,400円です。生後91日以上で未登録の場合は、別に登録手数料3,000円が必要です。予防注射は、動物病院でも受けることができます。料金については事前に御確認ください。

問い合わせは、市民生活課男女共同参画推進・生活係（☎内線317）へ。

飼い主はルールを守って

犬の飼い主は、次のルールを必ず守りましょう。

- エサや水をきちんと与える
- 汚物などをきちんと処理する
- 鳴き声や臭いなどで他人に迷惑を掛けない
- 常に綱などでつないでおく
- 逃げたときは責任をもって探す
- 終生、愛情をもって飼う

期日	時間	場所	期日	時間	場所
4月6日 (水)	13:30~14:15	市民プール駐車場	5月28日 (土)	13:00~13:50	菱公民館
	14:30~14:45	相生町三丁目集会所		14:10~15:00	桜木公民館
	15:00~15:20	相生公民館	9:50~10:10	芝集落センター	
4月7日 (木)	10:00~10:20	菱町一丁目集会所	4月13日 (水)	10:30~10:50	後閑集会所
	10:35~11:05	菱公民館		11:10~11:40	町組構造改善センター
	11:20~11:35	菱町四丁目集会所		13:20~13:40	元町集落センター
	13:30~14:10	北公民館		14:10~14:30	下武井集会所
4月8日 (金)	10:00~10:40	浜の京東集会所	4月14日 (木)	10:00~10:20	赤城集会所
	11:00~11:40	三ツ堀会館		10:40~11:10	板橋住民センター
	13:30~14:10	諏訪神社(境野町)		11:30~11:50	関住民センター
	14:30~15:10	南公民館		13:10~13:40	大久保集落センター
4月12日 (火)	9:30~9:50	梅田ふるさとセンター	14:00~14:30	上鶴ヶ谷住民センター	
	10:20~10:50	梅田清流広場	10:00~10:30	野集会所	
	11:10~11:40	梅田公民館	10:50~11:20	新宮集会所	
4月17日 (日)	10:30~12:00	相生公民館	4月15日 (金)	11:40~12:00	十三塚集会所
	10:00~10:15	勇進会館		13:10~13:30	東部集会所
4月20日 (水)	10:30~11:00	八幡宮(川内町)		13:50~14:30	八幡住民センター
	11:20~12:00	川内公民館		9:45~10:20	新里支所駐車場
	13:30~14:00	川内町三丁目集会所	10:40~11:00	久保井集会所	
	14:15~14:30	たかのす集会所	11:20~11:50	熊野集会所	
	9:30~10:00	桐生保健福祉会館	13:10~13:30	農村女性の家(宿)	
4月21日 (木)	10:20~10:40	白髭神社境内(堤町)	13:50~14:05	消防第三分団詰所	
	11:00~11:15	堤町集会所	14:25~14:50	天神集落センター	
	11:30~11:45	宮本会館	13:00~13:30	黒保根町保健センター	
	13:30~13:50	元宿・巴集会所	13:40~13:55	八木原集会所	
	14:10~14:50	東公民館	14:05~14:30	黒保根支所	
4月22日 (金)	9:30~9:50	一本木会館	14:45~15:00	清水集会所	
	10:15~10:45	老人憩の家	15:15~15:30	忠霊塔(下田沢)	
	11:00~11:50	広沢公民館	13:15~13:35	前田原集会所	
	13:30~13:45	広沢町三丁目集会所	13:45~13:55	出合原集会所	
	14:00~14:50	桜木公民館	14:05~14:20	川口集会所	
4月26日 (火)	10:00~10:30	天沼会館	14:30~14:55	宿廻集会所	
	10:45~11:10	相生公民館	15:05~15:20	城集会所	
	11:25~11:40	相生町二丁目集会所	13:15~13:25	古谷集会所	
	13:30~13:45	足仲団地集会所	13:35~13:50	田沢中集会所	
	14:00~14:15	相生町一丁目集会所	14:00~14:15	上田沢集会所	
			5月26日 (木)	14:30~14:50	涌丸集会所
				15:05~15:30	柏山集会所

国民年金のお知らせ

●学生納付特例制度の御利用を

学生納付特例制度とは、在学期間中の国民年金保険料を社会人になってから納めることができる制度です。

手続きは、市民課又は新里・黒保根支所市民生活課でできます。手続きには、年金手帳、学生証又は在学証明書が必要です。代理人の場合は、運転免許証など本人確認書類と印が必要になります。

●退職時には手続きを
厚生年金に加入している人が60歳未満で退職したときは、国民年金加入の手続きをしてくださいます。厚生年金に入っている配偶者の扶養から外れたときも手続きが必要で

●退職時には手続きを
厚生年金に加入している人が60歳未満で退職したときは、国民年金加入の手続きをしてくださいます。厚生年金に入っている配偶者の扶養から外れたときも手続きが必要で

す。

手続きは、市役所1階の市民課、新里・黒保根支所市民生活課、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館でできます。手続きには事業所発行の社会保険離脱証明書と年金手帳が必要です。

問い合わせは、市民課年金係（☎内線273）へ。



高齢者向け給付金を支給します

高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）を支給します。

支給額Ⅱ1人につき3万円
支給対象者Ⅱ平成27年度臨時福祉給付金支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上になる人（昭和27年4月1日以前に生まれた人）で、次の要件を満たす人です。

- ①平成27年1月1日現在、桐生市の住民基本台帳に記載されている人
- ②平成27年度分の市・県民税（均等割）が課税されていない人

ただし、次に当てはまる場合は対象外です。

- ・平成27年度市町村民税が課税されている人に扶養されている人
- ・平成27年度市町村民税が課税される人の事業専従者
- ・生活保護制度の被保護者
- ・中国残留邦人などに対する支援給付の受給者
- ・国立ハンセン病療養所等入所者家族生活支援費の受給者
- ・ハンセン病療養所非入所者給与金（援護加算分）の受給者



申請用紙の配布時期Ⅱ高齢者向け給付金の支給対象となる可能性のある人には、4月中旬以降にピンク色の封筒で案内文書などを個人ごとに郵送します。

申請書の提出方法Ⅱ4月19日（火）から7月29日（金）まで（当日消印有効）の間に、個人ごとの申請書に記入し、必要書類を添付の上、返信用封筒で郵送してください。

市役所1階の長寿支援課及び新里・黒保根支所でも、受け付けますが、大変混雑することが予想されますので、なるべく郵送を御利用ください。

支給の決定Ⅱ申請者が支給要件に該当するか審査し、その結果を支給決定通知又は非該当通知として郵送します。

支給が決定した人には6月以降、順次支給する予定です。

支給の方法Ⅱ原則として金融機関への振り込みにより行います。

問い合わせは、長寿支援課臨時福祉給付金専用ダイヤル（☎2233551）へ。

福祉助成制度

次の助成制度について、対象など詳しいことは、お問い合わせください。

- ・在宅重度障害者の移動を支援
- ・福祉タクシー券初乗り料金補助
- ・人工透析などの通院時の交通費を補助

問い合わせは、福祉課障害福祉係（☎内線259・266・398）へ。

- ・福祉車両の貸し出し
- 問い合わせは、桐生市社会福祉協議会（☎46-4165）へ。

- ・ひとり暮らし高齢者に無料入浴券交付
 - ・鍼灸・マッサージサービス受療券の交付
 - ・介護用車両購入費の補助（購入前に申請が必要で
 - ・高齢者の住宅改造補修費の補助（着工前に申請が必要で
 - ・緊急通報装置の貸し出し
 - ・「食」の自立支援事業
 - ・寝たきりの高齢者に「調髪利用券」、「おむつ利用券」の交付
 - ・徘徊高齢者探索システムの費用を助成
- 問い合わせは、長寿支援課長寿支援係（☎内線556・557・587・588）へ。